

河内長野市 国際化・多文化共生 ビジョン



令和2年(2020年)3月
河内長野市教育委員会

目 次

第1章 策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 趣旨	
2. 位置づけ	
第2章 河内長野市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1. 外国籍を有する市民の現状	
第3章 これまでの取り組みと課題・・・・・・・・・・	8
1. 主な国・府の動き	
2. 取り組み状況と今後の課題	
第4章 ビジョンのめざす姿と基本方針・・・・・・・・	12
1. めざす姿	
2. 基本方針	
3. 重点テーマ	
第5章 多文化共生社会の構築に向けた取り組みの方向性・・・	15
1. 基本方針 1 国際化に対応できる人材育成	
2. 基本方針 2 幅広い国際交流の推進	
3. 基本方針 3 多文化共生のまちづくり	
第6章 ビジョンの推進にむけて・・・・・・・・・・	26
1. ビジョンの推進体制	
2. P D C Aサイクルによる進行管理	
3. 河内長野市国際交流協会（K I F A）について	
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	31

第1章 策定にあたって

1. 趣旨

国は、昭和62年（1987年）3月に、社会・経済全般にわたって国際化が進展したことにともなって、地方自治体が国際交流施策を策定・展開するための指針として、「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」を策定しました。

そして、平成18年（2006年）3月には、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し、外国人市民を生活者・地域住民として認識したうえで、地域において必要とされる具体的取り組みを提言した、有識者と行政担当者などで構成する「多文化共生の推進に関する研究会」の報告書を公表しました。これと同時に、地方公共団体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画づくりの参考資料として「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。その後も、様々な課題に応じた多文化共生に関する意見や研究の成果が報告書として取りまとめられています。

一方で、平成30年（2018年）12月に、国は日本の社会構造の変化に対応し、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図るため、外国人の在留資格の見直しを行いました。

さらに、観光立国の取り組みなどにより、訪日外国人旅行者数は平成24年（2012年）以降大きく増加しています。今後は、令和2年（2020年）東京オリンピック・パラリンピック、令和7年（2025年）大阪・関西万博をはじめとした国際的大型イベントの開催予定もあり、その数はさらに増えることが予想されます。

このような状況において、本市ではこれまでの「河内長野市国際化施策計画（以下「国際化施策計画」という。）」の基本方針を引き継ぎ、その後の社会・経済状況の変化や国の政策動向等をふまえつつ、新たな課題やニーズに対応した多文化共生のまちづくりを推進するため、「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」（以下「本ビジョン」という。）を策定することにしました。

2. 位置づけ

本市においては、昭和63年（1988年）8月に河内長野市国際化推進市民懇談会が設立され、平成元年（1989年）8月に「河内長野市の国際化推進に関する提言」を受け、平成2年（1990年）2月に、「地域の特性・個性にふさわしい国際交流の推進」をはじめとする4つの基本方針と4つの施策体系をもつ「国際化施策計画」を策定しました。また、平成4年（1992年）2月には、「市民の国際感覚を育て、市民外交の充実・発展を図り、もって国際親善の促進と世界平和に貢献すること」を目的に、河内長野市国際交流協会（以下「KIFA」という。）が設立されました。そして、本市においては、この国際化施策計画に基

づき、主にK I F Aと連携・協力し、国際化のための人材育成と国際交流を中心とした施策を展開してきたところです。

しかし、国の多文化共生プランも策定から10年を経て、当初打ち出された4つの柱（コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、多文化共生の推進体制の整備）をさらに強化することとともに、グローバル化を生かして地域の活性化につなげることが求められるようになってきたことに鑑み、本市の特性を活かした多文化共生の指針として、本ビジョンを策定することとしました。

なお、本ビジョンは、「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」を将来の都市像とする「河内長野市第5次総合計画」や「国際化施策計画」の成果と課題をふまえ、これを引き継ぎ、本市らしい多文化共生のまちづくりを総合的に推進していくものです。

■河内長野市国際化施策計画

4つの基本方針

- ・本市の特性・個性をよく見極め、河内長野市にふさわしい国際化の方策を考える。
- ・特定の国に限らず、全ての国々を友好の対象として捉える。
- ・本来の担い手はあくまで地域の草の根市民交流である。行政はそれをバックアップし、積極的な交流基盤の整備を進める。
- ・身近なことから少しずつ、着実に国際化を実現していく。

4つの施策体系

- ・地球的規模の視野を持つ人づくり
- ・派遣や受け入れをスムーズにする組織・体制づくり
- ・住民にも訪問者にも魅力のあるまちづくり
- ・地域の特性・個性にふさわしい国際交流の推進

■河内長野市第5次総合計画との関係

河内長野市第5次総合計画

- 市の将来都市像
「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」
○基本目標2「育み・学び・思いやり」の質の高いまち
○分野別政策7 一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進
施策No.20 多文化共生と国際交流の推進

河内長野市
国際化施策計画



河内長野市
国際化・多文化共生ビジョン

第2章 河内長野市の現状

1. 外国籍を有する市民の現状

(1) 外国籍を有する市民の人口と世帯数

日本において、外国籍を有する住民（在留外国人）は、平成30年（2018年）12月末現在、273万1,093人（法務省在留外国人統計）で、日本の総人口1億2,643万5千人（総務省統計局「平成30年12月1日現在の人口推計」）の約2.16%にあたります。

本市において、平成31年（2019年）3月末現在、住民基本台帳に登録された外国籍を有する市民は592人で、同時期の本市の全人口105,377人に占める割合は約0.56%であり、本市は大阪府内（町村を除く）の都市では一番低くなっています。

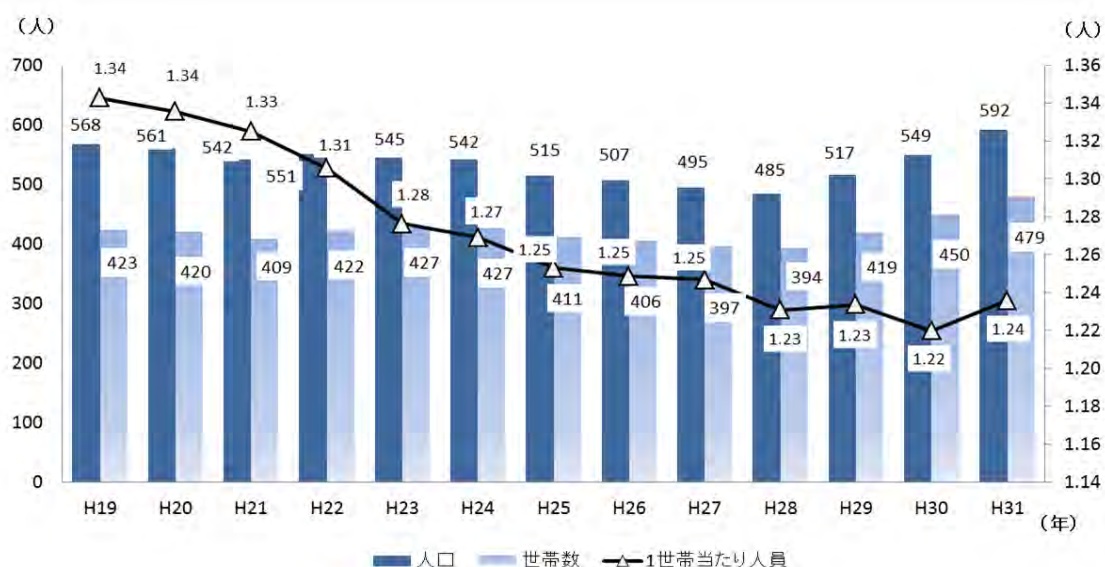
また、外国籍を有する市民を含む世帯については479世帯で、市内全世帯47,409世帯の約1.01%となっています。

一方、外国籍を有する市民の人口と世帯数の推移をみると、これまで、平成19年（2007年）に最も多い568人（全人口比 約0.48%）を数え、その後はゆるやかな減少傾向が続いていました。しかし、近年は増加に転じ、平成31年（2019年）の人口は過去最多となっています。

また、世帯数は平成23・24年（2011・2012年）をピークに減少していましたが、人口とともに増加に転じ、平成31年（2019年）は過去最多となっています。

このような変化の中で、1世帯当たり人員は減少し、最近では1.2人付近で推移しています。

■外国籍を有する市民の人口と世帯数の推移



資料：河内長野市資料（各年3月末現在）

(2) 外国籍を有する市民の国籍別・在留資格別状況

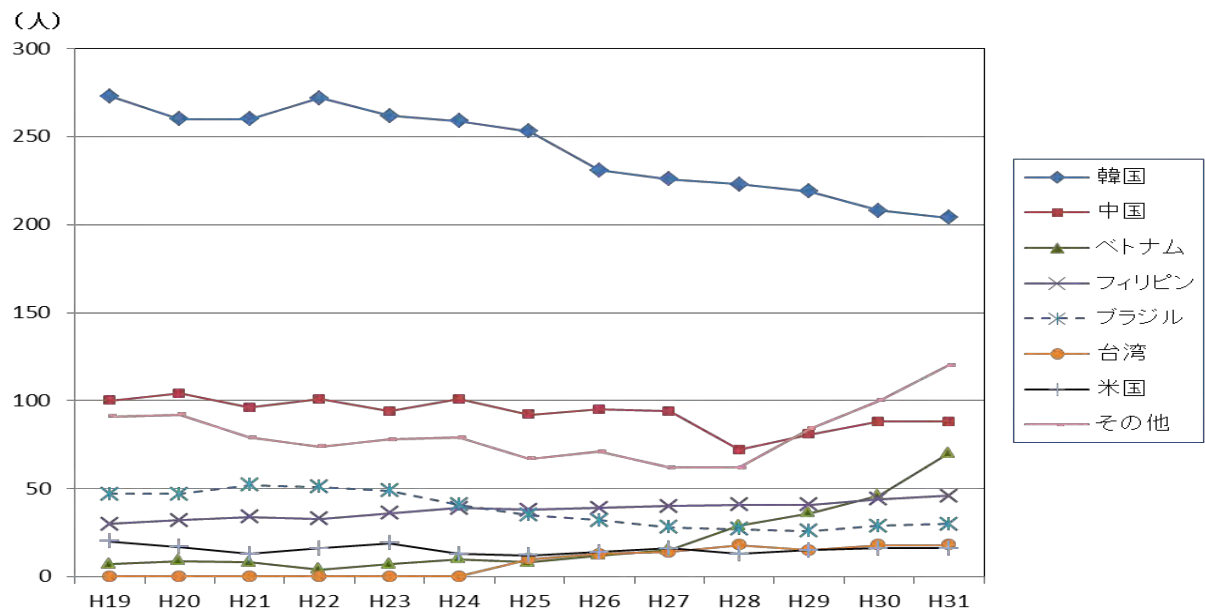
本市における外国籍を有する市民の国籍の数は、平成 31 年（2019 年）3 月末現在で、34 カ国に及んでいます。

国籍・地域別にみると、韓国が最も多く、外国籍を有する市民全体の約 34.5%を占めていますが、経年的に減少の傾向にあります。これに次いで、中国が約 14.9%と多くみられ、平成 28 年（2016 年）にやや減少したものの、その後は増加しています。

以下、ベトナム（約 11.8%）、フィリピン（約 7.8%）、ブラジル（約 5.1%）の順となっています。

また、在留資格別に外国籍を有する市民の割合をみると、永住者が約 30.6%と最も多く、次いで特別永住者（約 29.1%）、技能実習（約 10.6%）となっています。

■外国籍を有する市民の国籍別推移



国	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
韓国	273	260	260	272	262	259	253	231	226	223	219	208	204
中国	100	104	96	101	94	101	92	95	94	72	81	88	88
ベトナム	7	9	8	4	7	10	8	12	15	29	36	46	70
フィリピン	30	32	34	33	36	39	38	39	40	41	41	44	46
ブラジル	47	47	52	51	49	41	35	32	28	27	26	29	30
台湾	0	0	0	0	0	0	10	13	14	18	15	18	18
米国	20	17	13	16	19	13	12	14	16	13	15	16	16
その他	91	92	79	74	78	79	67	71	62	62	84	100	120
合計	568	561	542	551	545	542	515	507	495	485	517	549	592

資料：河内長野市資料(各年 3 月末現在)

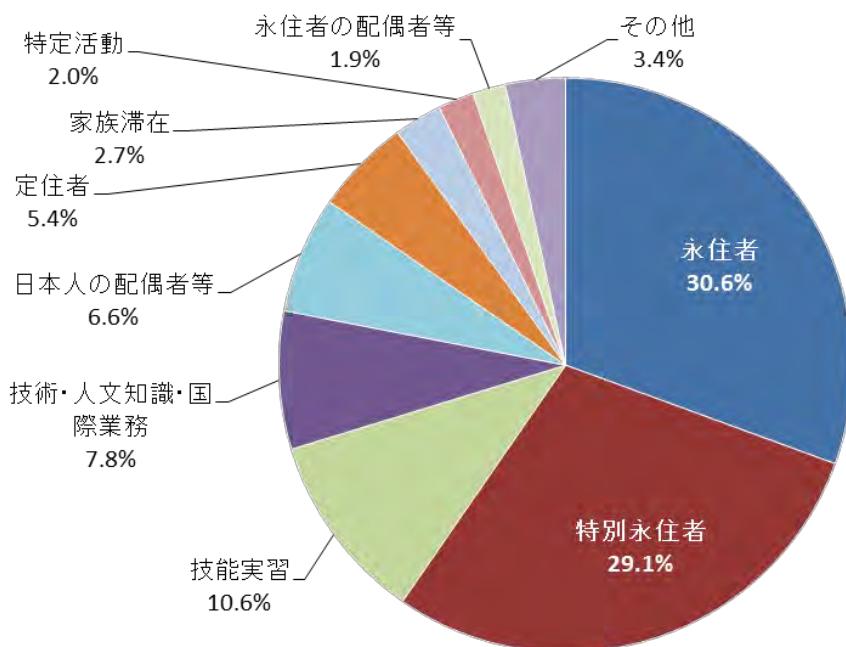
■外国籍を有する市民の国籍別割合の推移

(%)

国	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
韓国	48.1	46.3	48.0	49.4	48.1	47.8	49.1	45.6	45.7	46.0	42.4	37.9	34.5
中国	17.6	18.5	17.7	18.3	17.2	18.6	17.9	18.7	19.0	14.8	15.7	16.0	14.9
ベトナム	1.2	1.6	1.5	0.7	1.3	1.8	1.6	2.4	3.0	6.0	7.0	8.4	11.8
フィリピン	5.3	5.7	6.3	6.0	6.6	7.2	7.4	7.7	8.1	8.5	7.9	8.0	7.8
ブラジル	8.3	8.4	9.6	9.3	9.0	7.6	6.8	6.3	5.7	5.6	5.0	5.3	5.1
台湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	2.6	2.8	3.7	2.9	3.3	3.0
米国	3.5	3.0	2.4	2.9	3.5	2.4	2.3	2.8	3.2	2.7	2.9	2.9	2.7
その他	16.0	16.4	14.6	13.4	14.3	14.6	13.0	14.0	12.5	12.8	16.2	18.2	20.3

資料：河内長野市資料(各年3月末現在)

■外国籍を有する市民の在留資格別の割合



資料：河内長野市資料(平成31年3月末現在)

■特別永住者について

平成3年(1991年)11月に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」に定められた在留資格を有する者を、特別永住者といいます。手続きとしては、特別永住者証明書の交付申請を行い、法務大臣からの許可を受けます。

第二次世界大戦中に、日本の占領下で日本国民とされた在日韓国人・朝鮮人・台湾人たちが、敗戦後、昭和27年(1952年)のサンフランシスコ平和条約で朝鮮半島・台湾などが日本の領土でなくなったことにより、日本国籍を離脱しました。その在日朝鮮人・韓国人・台湾人とその子孫について、日本への定住などを考慮したうえで、永住を許可したのが特別永住権です。

■在留資格について

在 留 資 格 一 覧 表

就労が認められる在留資格(活動制限あり)	
在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、行使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等教育、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能(注1)	特定産業分野(注2)の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)	
在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの	
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格(注3)	
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客・会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

(注1) 平成31年4月1日から

(注2) 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

(注3) 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

資料：出入国在留管理庁資料

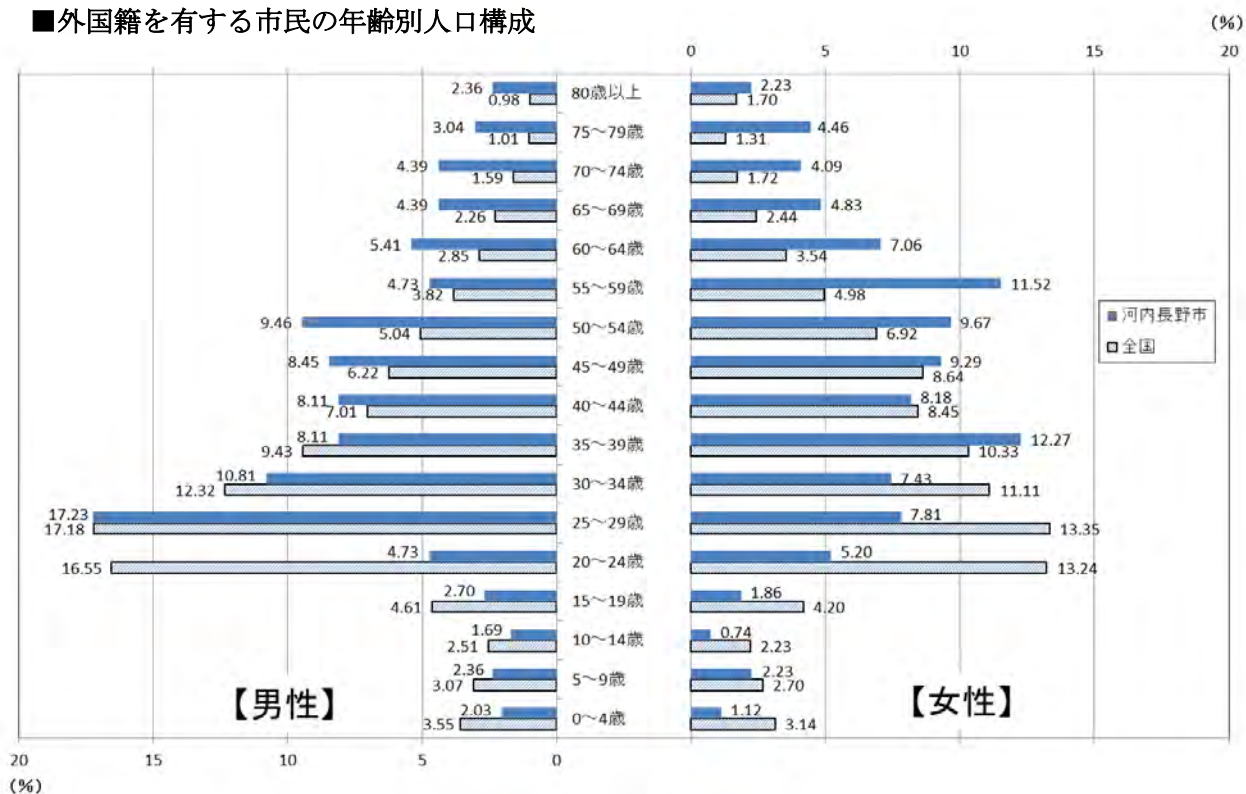
(3) 外国籍を有する市民の年齢別人口構成

年齢別では、平成30年(2018年)6月末現在、0歳から14歳までの年少人口が外国籍を有する市民全体の約5.1%、15歳から64歳までの生産年齢人口が約80.0%、65歳以上の高齢人口が約14.9%となっています。

一方、市民全体では、同時期の高齢人口の割合が約33.2%で、外国籍を有する市民の方が約18%低くなっています。

本市の外国籍を有する市民の年齢別構成は、全国と比べるとその分布が異なっています。すなわち、全国では男女とも20歳代後半が年齢別人口のピークであるのに対して、本市では、男性のピークは全国と同じであるものの、20歳代前半以下の割合が低く、女性のピークは30歳代後半で、それ以下の割合が低くなっています。また、本市では、40歳代後半から65歳以上の壮年期、高齢期の割合も比較的高くなっています。

■外国籍を有する市民の年齢別人口構成



資料：河内長野市資料(平成 30 年 6 月末現在)

(4) 外国人市民について

本市で暮らす人には、外国籍を有する人や、日本国籍を取得している外国出身の人、中国帰国者(*1)、両親またはそのどちらかが外国籍を有する人、海外での長期に渡る滞在後に帰国した人など、様々な背景を持つ人がいます。

このような人々の数は、外国籍を有する市民の数よりも多くなります。

本市では外国とつながる背景や事情の多様性をふまえ、広く外国とつながりのある人々を、ともに暮らし、地域社会において支えあっていくパートナーであると考え、本ビジョンにおいては、「外国人市民」という表現を使用していきます。

第3章 これまでの取り組みと課題

1. 主な国・府の動き

日本で暮らす外国人市民は、歴史的経緯から韓国・朝鮮とつながりのある人々が多く住んでいますが、近年では中国をはじめアジアや南米の国々から多くの人々が来日し、平成20年（2008年）の世界経済危機の際には一時的に減少したものの、平成25年（2013年）には再び増加し、急速に、多国籍化が進んでいます。また、日本国内での永住許可や日本国籍を取得する人が増え、定住化が進むほか、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々が増えています。

こうしたなか、国は、前述の「地域における多文化共生推進プラン」の策定以降も、平成19年（2007年）3月に、防災ネットワークや外国人市民に対する行政サービスの的確な提供のあり方検討を行い、必要とされる取り組みについて提言した「多文化共生の推進に関する研究会」の報告書を公表しました。平成22年（2010年）3月と平成23年（2011年）3月には、地域の実情に応じた多文化共生の推進に向けた課題や、地方公共団体における多文化共生施策の企画・立案、推進のための情報提供など、地方公共団体の取り組みを支援するため、有識者と行政担当者などによる「多文化共生の推進に関する意見交換会」の報告書、平成24年（2012年）12月には、災害時における地方公共団体の多文化共生に関する取り組み事例の把握および課題の解決方法を検討し、今後、さらなる多文化共生の取り組みを促進するために「多文化共生の推進に関する研究会」の報告書、平成29年（2017年）3月には、「地域における多文化共生推進プラン」から10年が経過することから、この間の様々な状況の変化をふまえた「多文化共生事例集」を相次いで公表しました。さらに、平成31年（2019年）3月には、多文化共生にかかる優良事例をさらに円滑に共有する「多文化共生アドバイザー制度」の創設や「多文化共生地域会議」の開催を提言する「多文化共生の推進に関する研究会報告書2018」を公表しました。

加えて、平成28年（2016年）6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の施行、平成30年（2018年）12月には、平成31年（2019年）4月から施行される新たな在留資格をふまえ、外国人材の受け入れ・共生のための取り組みを、政府一丸となって、より強力かつ包括的に推進していく観点から「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を公表し、令和元年（2019年）6月には、日本語教育に関する国や自治体、外国人労働者を雇用する企業の責務を定めた「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。

また、大阪府においても、平成4年（1992年）5月に、大阪が持つ国際機能の一層の向上を図り、世界都市として大きく発展するため、国際交流の分野で府自ら率先して取り組むべき課題や、府民や関係機関との協力のあり方等を明らかにした「大阪府国際化推進基本指針」を策定しました。このなかで「国籍や民族を問わずすべての人々が、同じ人間として尊重しあい、違いを認めあって共生していく地域社会づくり」の推進を図るとともに、

平成 14 年（2002 年）12 月には、「すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、共に暮らすことのできる共生社会の実現」に向けて在日外国人施策を推進するため「大阪府在日外国人施策に関する指針」を策定しています。

また、令和元年（2019 年）11 月に、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）を施行しています。

2. 取り組み状況と今後の課題

これまでの取り組みを総括すると、本市においては市民に支えられた、多様で活発な国際交流活動の蓄積があり、多文化共生についても、一部の先進的な取り組み（多言語進路ガイダンス等）がなされてきたものの、より幅広い分野にかかわる多文化共生施策を企画・実施していく余地を残している状況にあります。

これまで、「国際化施策計画」に基づき K I F A と連携して行ってきた様々な取り組みについて、当該計画に位置づけられた 4 つの施策に沿って以下に整理します。

(1) 地球的規模の視野を持つ人づくり

本市では、学校教育において、テレビ会議システムを活用した国際交流や大阪府教育庁・南河内ブロック（6 市 2 町 1 村）の各教育委員会と K I F A や他市の国際交流団体）との連携による多言語進路ガイダンスなど、外国とつながりのある子どもたちが自らのルーツに誇りを持ち、日本の子どもたちとともに互いの文化を正しく認識し、共に学びあう教育環境づくりに努めてきました。

特に、外国とつながりのある子どもたちが、母語や母国の文化を学び、自己のルーツを肯定することは、それ自体、国連でも権利として理解されているほか、本人の誇りやアイデンティティの確立、さらにはより高次の日本語習得につながるため、今後も母語の保障や母国の文化に触れる機会をサポートしていくことが求められます。

また、市民が主体となり、外国人市民との交流イベント、ホームステイの受け入れなどにより実際に異文化交流を進めることは、英語をはじめとした語学教育の機会を充実させることと併せて、地球的規模の視野を持つ人づくりには不可欠と言えます。

(2) 派遣や受け入れをスムーズにする組織・体制づくり

本市は、国際化・多文化共生施策の重要な担い手である K I F A を中心として、行政や関係機関・団体とが連携し、国際交流や国際協力、多文化共生を進めるための取り組みを推進してきました。そして、ホームステイの受け入れや、日本語サロンによる日本語支援、相談、通訳派遣などを行ってきました。

今後は、より一層幅広い市民主体の活動を推進するとともに、災害等の緊急時における多言語での支援や、市役所、病院、学校等、生活の様々な場面で求められる通訳・

相談の体制、地域住民の協力を得るための仕組みづくりを進め、生活支援や就労支援を図ることにより定住促進につなげる必要があります。

そのために、第6章に後述する新たな体制のもと、「国際交流センター」が、本市の国際化・多文化共生の拠点となるよう、K I F Aと協力していくことが必要となります。

■国際交流センターについて

本市の国際交流センターは、平成14年（2002年）7月に開設した市民交流センター（キックス）機能の一つとして設置され、市民や各種団体等の交流の場、情報交換の場として、K I F Aの自主的な運営により本市の国際交流の活動拠点となってきました。また、近年は、全国各地で外国人市民が増加し、地域で受け入れるための環境づくりが必要となってきているため、K I F Aでも多文化共生事業に重点を移した事業展開を行っています。

一方で、K I F Aが国際交流センター機能を担い、多文化共生のための業務を一層拡充していくには、教育・保健・福祉サービスなど多岐にわたる法令や制度に関する専門知識や、これを他言語で説明する語学力等、高い専門性が必要となるほか、ボランティア組織としての責任の限界など、様々な課題があります。

今後、本市とK I F Aは、このような課題を解決しながら協働していく必要があります。

(3) 住民にも訪問者にも魅力のあるまちづくり

ごみの出し方など、生活に必要な情報については、これまでも、多言語による「外国人のための生活ガイドブック」を作成し情報提供を図ってきました。また、外国人観光客などへの情報として、観光ガイドブックの多言語化などを進めてきました。さらに、K I F Aでは、日本の文化や習慣を楽しみながら理解できる多文化サロンや外国の料理教室などの事業を実施してきました。

今後も、行政サービスを含む、生活に必要な情報の多言語化や、やさしい日本語などによる情報提供を充実し、必要に応じて市施設等の案内表示の多言語化を図りつつ、本市で生活していく上で必要な知識やスキルを学ぶ機会を充実させていく必要があります。

(4) 地域の特性・個性にふさわしい国際交流の推進

本市と、本市唯一の海外姉妹都市であるカーメル市(*2)（アメリカ合衆国インディアナ州）との間では、友好訪問団の相互派遣や交換職員事業などによる交流を行ってきました。

これからの国際交流においては、国際親善と異文化理解を深めることで、多様性を尊重する意識を広げ、地域における外国人市民との共生による豊かな地域社会の創造

につなげていくために、これまでの「姉妹都市」関係を維持していくとともに、行政・K I F A・市民が連携し、様々な国や地域との友好連携など、既存の枠組みに捉われない関係づくり、(以下「ゆるやかなパートナーシップ」という。)を通じて、交流がより身近に感じられるような取り組みが必要です。

第4章 ビジョンのめざす姿と基本方針

1. めざす姿

市民一人ひとりの国際感覚が養われるとともに、多様な文化や価値観を理解しあい、外国人市民との対等な関係を築きながら支えあってともに暮らすまち

2. 基本方針

これまで、多くの地方自治体では「国際交流」を柱として地域の国際化を進めてきました。しかし、グローバル化の進展や人口減少社会の進行を背景に、国や事業者等が外国人労働者の受け入れを拡大させる状況にあることを考えると、本市においても外国人市民の増加が予想されます。

前章で記したように、国においては平成 18 年（2006 年）3 月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体自らが、多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施する際の方向性を示していますが、さらに、平成 30 年（2018 年）12 月には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を発表し、多文化共生に向けた、具体的な対策が示されました。

このような状況から、本ビジョンでは、これまでの本市の国際化施策計画で取り組んできた諸施策を踏襲しつつ、多文化共生社会の実現に重点的に取り組むこととします。そして、その多文化共生に取り組む上では、人権の尊重・保護・促進を基本に置き、その基本を実践する本市の市民や事業者、行政に触れることによって、外国人市民に「学びたい」「住みたい」と感じてもらえるまちづくり、言い換えれば、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを理解、尊重しあい、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくことができる差別のないまちづくりをめざしていきます。

さらに、平成 31 年（2019 年）3 月に策定した「河内長野市外国人観光客誘客方針」に基づき、本ビジョンでは、増加が見込まれる外国人観光客に「また来たい」「人に薦めたい」と感じてもらえるよう、観光資源を生かした本市への誘客に取り組んでいくことにします。

【基本方針 1】

国際化に対応できる人材育成

グローバル化が進む社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、異なる言語や文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新たな価値を創造する能力、持続可能な社会への貢献意識を持った人材の育成が重要となります。

そこで、国際理解を深めるための学習機会を提供し、文化や価値観、生活・行動様式の多様性、そして人権の重要性を理解し、開かれた人間性を培います。さらに、異文化間のコミュニケーション能力に優れた人材の育成に努めます。

【基本方針 2】

幅広い国際交流の推進

外国の人々や外国での出来事が、自分たちとどう関わっているのかに目を向け、異文化との交流を通じて、外国と地域、自分自身とのつながりを実感し、世界の国々のことを知ろうとする行動を促進します。

そこで、イベントの開催やホームステイなどによって、市民間における国際親善の進展や、グローバルな交流が拡大し、多角的、多面的な物の見方や考え方、偏見のない相互理解が深まるとともに、そこから発展する様々な国々との「ゆるやかなパートナーシップ」により、本市の市民が豊かな文化やまちの活性化を享受できるように努めます。

【基本方針 3】

多文化共生のまちづくり

外国人市民にとって住みやすいまちは、多くの市民にとっても住みやすいまちになるとの視点に立つとともに、外国人観光客にとって訪れやすい、やさしいまちとなるように、多文化共生を推進します。

そこで、外国人市民が地域で生活していくため、また、外国人観光客が安心して過ごせるように、多言語化の推進など、基本的な環境を整えます。さらに、外国人市民が地域社会の一員としてまちづくりに参加していくことを促進していきます。

同時に、ヘイトスピーチを許さず、国籍、民族、宗教、文化の違いを越え、理解、尊重しあい、支えあいながら共に地域で暮らしていける差別のないまちをめざしていきます。

このような取り組みにより、本市において培われてきた歴史や文化、自然などの良さを再認識し、外国人市民と共有することで、お互いにまちへの愛着心も深まります。そうしてできた市民と外国人市民等との絆を、誰もが住みやすいまちづくりにつなげます。

3. 重点テーマ

《基本方針における重点テーマと取り組み一覧》

基本方針	重点テーマ	取り組み
1. 国際化に対応できる人材育成	(1) 国際理解教育の推進・多文化共生を担う人材の育成	① 国際理解教育の推進と多文化共生の理解の促進 ② 多文化共生を推進する人材の育成
	(2) 外国語教育の推進	① コミュニケーション能力の育成 ② 外国語に触れる機会の充実
2. 幅広い国際交流の推進	(1) 市民主体の国際交流の推進	① 姉妹都市との市民交流の促進 ② 市民・民間団体等の海外交流の促進 ③ 外国人市民と市民との交流促進 ④ 国際交流センターの運営による市民活動の推進
	(2) 教育機関等における交流の推進	① 国際交流機会の充実
3. 多文化共生のまちづくり	(1) 多言語による行政・生活・観光情報の提供	① 多言語による行政手続きや観光案内の実施、冊子の作成 ② 国や大阪府、公益関係機関や団体が提供する暮らしに関する情報の活用 ③ 多言語によるホームページでの情報提供 ④ 行政情報、案内表示等の多言語化及びやさしい日本語表記の推進 ⑤ 多言語情報コーナーの設置
		① 日本語教室の実施 ② 日本語学習支援者の育成 ③ 外国人市民の地域社会における共生の推進 ④ 多言語による相談体制の充実
		① 自らのルーツを元にした多文化理解と保護者のサポート ② 本人の意思と能力に応じた進路指導 ③ 外国人児童生徒への学習支援 ④ 学校施設の表示や配布物の多言語化及びやさしい日本語表記 ⑤ 子育て情報の提供や相談体制の充実
		① 医療・保健・福祉関連情報の充実 ② 「大阪府医療機関情報システム」等の案内 ③ 医療・保健・福祉における外国人市民等のサポート ④ 外国人市民等の救急対応
		① 防災や災害に備えて提供する情報の多言語化 ② 防災・災害対応に関する意識の啓発
	(2) 外国人市民コミュニティへの支援（日本語教育機会の確保等）	① 関係機関との連携による外国人市民にもわかりやすい情報提供 ② 雇用関係者への意識啓発
	(3) 外国につながるある子どもの教育・子育て支援	
	(4) 医療・保健・福祉情報の提供とサポート	
	(5) 防災情報の提供と防災意識の啓発	
	(6) 外国人市民の就労支援と雇用関係者への意識啓発	

第5章 多文化共生社会の構築に向けた取り組みの方向性

1. 基本方針 1 国際化に対応できる人材育成

(1) 国際理解教育の推進・多文化共生を担う人材の育成

外国人市民との互いの文化的差異を理解、尊重しあい、共に地域づくりを進めていくためには、外国人市民が日本の文化を学ぶとともに、市民も自分とは異なった地域の文化や習慣を学び、体験することで相互に理解しあうことが大切です。また、2015年、SDGs(*3)が国連で採択されてからは、自分自身の存在を地球や国、地域そのいずれの一員でもあるという意識をもち、文化的多様性を尊重することを通じて、持続可能な社会の実現に貢献することがますます求められるようになってきています。そのため、本市では、引き続き、主体的・協働的に学び、多文化の共生と持続可能な社会の実現のために行動する人づくりを推進します。

特に、本市の国際化推進において大きな役割を果たしているKIFAは、国際交流センターを中心に様々な国際交流や多文化共生事業を実施してきました。今後は、国際感覚や多文化共生意識を高めるような各種講座やセミナーなどの学習機会や、多様な文化体験の機会の提供とそれらに関する広報の強化を通じて、外国人市民と地域住民が出会う場として、より一層利用しやすく親しみやすい場所となることが重要です。

さらに、国際交流や多文化共生に関わるグループやボランティアなどが相互に交流し、情報交換やネットワークづくりができるように支援していきます。

一方、外国人市民によっては、言語や生活習慣の違いなどから地域住民とのコミュニケーションがうまく図れず、地域社会との関係が希薄になり、日常生活上のトラブルや犯罪に巻き込まれる恐れがあります。地域住民の外国人市民に対する偏見や差別を取り除き、外国人市民と同じ地域の一員として交流し、お互いを理解しあえるよう、関係団体と連携して多文化共生意識の醸成に努めます。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①国際理解教育の推進と多文化共生の理解の促進	学校教育や社会教育の場において、異文化やSDGsについての学びや体験に加え、外国人市民とともに地域社会の一員として、理解、尊重しあい、支えあっていくことの認識を深めるための学習機会を提供します。
②多文化共生を推進する人材の育成	関係団体と協力して、多文化共生を推進する役割を担う人材を発掘・育成します。

(2) 外国語教育の推進

グローバルな社会で活躍する人材を育成するには、異文化の理解とともに、相手の言うことを理解し、自分の意思を伝えるコミュニケーション能力が重要となります。

平成 29 年（2017 年）に改正された学習指導要領のもと、すでに小学校 3 年生から外国語活動が実施されていますが、本市では教育課程特例校の申請により、小学校 1 年生から実施しています。また、中学校から小学校への英語科教員の乗り入れ授業を行い、小学生が専門的な指導を受けられるなど、英語教育に力を入れています。

一方、図書館では、英語のおはなし会や英語多読図書のコーナーを設け、英語に親しむ取り組みを進めています。

さらに、本市の「英語村構想」に基づき、幼児期から英語に触れる機会を提供するため、小学校をはじめ、子ども・子育て総合センターなど、地域の様々な場所において、参加体験型英語学習の場である「英語村」を開設しています。

このように、英語等に触れる機会を増やし、子どもから大人までを対象とした本市らしい取り組みに努めます。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①コミュニケーション能力の育成	児童生徒の実態に応じてコミュニケーション能力を育成するため、N E T（Native English Teacher、外国人英語指導員）やボランティア等の活用を図ります。また、学習意欲を高めるために各種英語検定等の活用を図ります。 一方、地域の様々な場所、資源を生かして、参加体験型英語学習の場である「こどもえいご村」事業などを推進します。
②外国語に触れる機会の充実	図書館では、K I F A と共催し、英語のおはなし会を実施することで、日本語を母語とする子どもと他言語を母語とする子どもの双方が楽しめる機会を提供します。 また、主に大人の英語習得の方法として知られる英語多読について、コーナーを設け図書を整備するとともに、講座等を通じ英語に親しむ機会を充実します。

■英語村構想について

本市では、社会のグローバル化に対応するため、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を目指して、学校内外において「英語村」を開設するなど、様々な取り組みを進めています。この一連の取り組みを「英語村構想」としています。

主な取り組みとして、児童生徒が N E T や英語ボランティアと英語を通じてふれあう活動や、市内公共施設における幼児・児童を対象とした「こどもえいご村」事業などがあります。また、本構想には英語指導法の調査研究のための取り組みも含まれています。

2. 基本方針 2 幅広い国際交流の推進

(1) 市民主体の国際交流の推進

本市の本格的な国際交流は、平成4年（1992年）のKIFAの設立、続いて平成6年（1994年）のカーメル市との姉妹都市提携に遡ります。当時、国の政策として地方自治体でも姉妹都市交流の推進がなされ、多くの姉妹都市提携が締結されました。その後、バブル崩壊後の低経済成長や厳しい財政事情が続く中で、多くの地方自治体では交流の機会が減少し、当初の意義すらも踏襲できなくなってきました。

一方、本市においては、KIFAを中心にカーメル市との交流活動に熱心に取り組み、カーメル市から市民功労賞まで贈呈された市民もいます。本来、交流とはこのように草の根的な市民交流として持続していくことに意義があるものです。

本市は、今後も引き続きカーメル市との交流を推進するとともに、市民主体の様々な国や地域との交流を促進します。そして、必要に応じて行政間の連携が効果的と判断した場合には、産業・観光・教育といったテーマごとの連携協定による、「ゆるやかなパートナーシップ」にもとづく交流を推進します。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①姉妹都市との市民交流の促進	国際理解、国際親善を深めるため、本市とKIFAが協力し、姉妹都市であるアメリカ合衆国カーメル市との各種交流事業を実施します。
②市民・民間団体等の海外交流の促進	市民団体が主体で行う様々な分野での国際交流を促進し、「ゆるやかなパートナーシップ」により、発展させるべきものについては本市が支援します。
③外国人市民と市民との交流促進	KIFAとの連携などにより、市民と外国人市民が交流できる機会を支援します。
④国際交流センターの運営による市民活動の推進	本市の国際化・多文化共生施策の推進を担う拠点である国際交流センターの運営を通して、関係団体が連携して行うイベントやホームステイなどの活動を支援します。

(2) 教育機関等における交流の推進

教育の場における国際交流は、各小中学校においては、総合的な学習の時間や英語教育を通じて、様々な形で取り組まれています。また、テレビ会議システムを活用して、海外との交流を推進しています。

一方、学校だけでなく様々な教育の場において、KIFAから講師の派遣などを行っています。今後は高等教育機関などとも協力して交流を図ります。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①国際交流機会の充実	様々な教育の場において、I C T機器を積極的に活用し、絵画や詩文また、演劇などの文化的なテーマを設定するなど、交流の充実に努めます。また、K I F Aや高等教育機関などとも協力しながら交流を図ります。

3. 基本方針 3 多文化共生のまちづくり

(1) 多言語による行政・生活・観光情報の提供

日本語を十分に理解しない外国人市民や観光客に対しては、その滞在が短期・長期にかかわらず、日常生活や旅先において必要となる情報を母国語で提供することはとても大事なことであり、不安やストレスを軽減することにつながります。また、外国人市民が他の市民と同様にサービスを受けるとともに、地域で果たすべき責任を理解するためには、地域や行政の仕組みを正確に伝えることが重要です。

国では、関係府省庁が協力し、日本で生活を始める人を主な対象として、生活全般に関する基本的な情報を「生活・就労ガイドブック」として提供しはじめており、今後の多言語化への対応が期待されるところです。また、一般財団法人 自治体国際化協会では、日本で生活するために必要となる基本的な情報を多言語で提供しており、さらにスマートフォンなどにより外出先でも閲覧できるようになっています。

また、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「OFIX」という。）が作成した「大阪生活必携」は、外国人市民が大阪府内に住むにあたって有用な情報を多言語で提供しています。いずれも、医療や福祉、暮らし、教育、災害といった幅広い項目をカバーするようにまとめられており、まずはそれらの活用を推進します。

一方、本市のホームページや観光ポータルサイトは、多言語に対応していますが、今後は、さらに、本市での生活に必要な情報として、各分野で発行するガイドブックなどを多言語で作成する必要があります。現在、「外国人のための生活ガイドブック」を作成し、市及びKIFAのホームページ上に健康診断やごみの出し方、防災ガイド、子育て支援ガイド等の市独自の情報を英語・中国語・韓国語の3ヶ国語に翻訳し掲載しています。今後は、その他の情報や上記3ヶ国語以外でも翻訳を行い、一層の周知や公共施設等における多言語資料の充実に努めます。

また、日ごろ目にする機会が多く、注意喚起や誘導の役目を果たす各種サインは、地域住民のみでなく、広く外国人市民や観光客にも周知が必要な情報であり、避難所等の緊急性の高いものなどから、多言語表示又はやさしい日本語(*4)での表示に努めるとともに、絵文字などイラストによる表示も推進します。

なお、今後はインターネットを利用したICT環境の整備がますます重要となってくることや、すでに多くの外国人市民や観光客がスマートフォンなどを利用していることから、本市でも、公衆インターネット環境の普及を図り、ICT機器によるホームページへの誘導や多言語（音声）翻訳機能（アプリケーションソフトを含む）の活用を推進します。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①多言語による行政手続きや観光案内の実施、冊子	ICT機器の活用などにより、行政窓口案内の多言語化に対応します。また、外国人市民に向けた「外国人のための生

の作成	活ガイドブック」の更新の定期的実施及び充実を図ります。 一方、観光ガイドブックの多言語化や、観光ボランティアガイドによる英語での案内を実施します。
②国や大阪府、公益関係機関や団体が提供する暮らしに関する情報の活用	国が提供する「生活・就労ガイドブック」や、O F I X が提供し、大阪府内の情報が掲載されている「大阪生活必携」などの活用を推進するため、市のホームページ上から接続可能とするなど、大阪府等の関係機関や団体が作成している多言語化された情報の活用を図ります。
③多言語によるホームページでの情報提供	市のホームページに自動翻訳機能を持たせ、多言語による情報発信に努めます。また、観光ポータルサイトの多言語化を図ります。
④行政情報、案内表示等の多言語化及びやさしい日本語表記の推進	伝達内容を考慮しながら文書や施設表示等の多言語化、ルビ打ち、ローマ字表記、ピクトグラム(*5)化のほか、I C T 機器を積極的に活用し、外国人市民が情報を確実に理解できるための支援を充実します。まず、市内に設置されている緊急性の高いサインなどから多言語表示又はやさしい日本語での表示を行います。
⑤多言語情報コーナーの設置	市役所等に多言語情報コーナーを設置するなど、関係機関や団体と協力し、外国人市民に対する多言語化した情報提供の場所の充実を図ります。

(2) 外国人市民コミュニティへの支援（日本語教育機会の確保等）

外国人市民の中には、日本語教育を十分に受けることができず、住宅の確保や日々の生活において、不安や不便を感じるだけではなく、各種行政サービスの利用や市民としての義務の履行に必要な情報が得られなかったりする場合があります。そのため、本市としては、「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、外国人市民の日本語教育を支援するとともに、コミュニケーションを円滑に図ることができる多言語での生活相談や、適切なアドバイスをすることで、生活していく上での不安を解消し、外国人市民の人権の尊重・保護・促進に努めます。また、地域住民との関係を築き、社会に順応した生活ができるよう、地域行事への積極的な参加を促していきます。

一方で、地域住民の中には、外国人市民に対する様々な思い込みを持つ人もいることから、差別的言動が無いように、多文化共生意識の醸成に努めていきます。

なお、K I F A では、生活言語としての日本語を習得する機会として、また情報交換を行う場として日本語教室（日本語サロン）を設立当初より継続しています。さらに、外国人市民同士の交流の場や情報の提供の場として、インターネット上に外国人市民同士が集える場などを設置しています。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①日本語教室の実施	日本語レベルに応じた日本語学習機会の充実を図り、生活に関する相談や、外国人市民と支援ボランティア双方が異文化理解を深める機会を提供します。
②日本語学習支援者の育成	日本語ボランティアの充実及びボランティア育成のための講座等を開催します。
③外国人市民の地域社会における共生の推進	自治会等が行う清掃活動やイベントなどへの参加を通じて、地域社会が外国人市民の受け入れ意識を高めるとともに、地域住民とのコミュニケーションを図れるよう外国人市民を支援していきます。
④多言語による相談体制の充実	国際交流センター内に外国人市民の1次的な外国人総合相談窓口を設け、相談体制を充実し、周知を積極的に行います。 また、整備が進んでいる「多文化共生総合相談ワンストップセンター(*6)」との連携を図っていきます。

(3) 外国につながるのある子どもの教育・子育て支援

国籍を問わず、全ての子どもたちには、健やかで将来に夢を持って育つことができる環境が必要です。

外国人市民の子どもについては就学の義務は課せられていませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約や子どもの権利条約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れています。

大阪府教育庁では、「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」を作成し、学校生活の支援を図っています。この中で、「どこで生まれようと、どこで育てられようと、一人ひとりがかけがえのない子。言葉や習慣が違ってても、温かい気持ちは伝えることができる。」と記されており、本市においても帰国・渡日児童生徒に対してこのような意識を持つことが必要です。そのため、言語や文化の違いを認識し、それを共有するとともに互いの共通点を認識し、お互いが理解し、尊重しあえる環境の整備に努めます。そのことにより、帰国・渡日児童生徒が自らの民族や文化に自覚と誇りを持つことができるよう引き続き支援します。

本市においては、学校関係者及びK I F Aが連携し、帰国・渡日児童生徒及びその保護者が、言葉や生活習慣が異なることにより日常生活において支障をきたすことがないよう、通訳者などの人材を地域で探し、受け入れ環境の整備を図っています。また、中学校卒業後の進学サポートとして、府が主催する帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業「多言語進路ガイダンス」(南河内ブロック)を、南河内の教育委員会や学校関係者及びK I F Aが連携し、開催しています。

今後も、児童生徒が置かれている状況に配慮し、K I F Aや地域ボランティアとの連携により学習支援を行います。また、帰国・渡日児童生徒自身が母国の言葉や文化を伝える取り組みにも努めます。

さらに、渡日保護者の場合、日本の就学制度への不理解や自身の将来展望が不明確で生活が安定しないことなどにより、その子どもの不就学につながる場合が想定されます。そのため、子どもの不利益とならないよう、その保護者に対しても支援できる環境づくりに努めます。

また、外国人市民が安心して子育てができるように、本市の子育てに関する情報の多言語化などを図るとともに、相談できる窓口の周知を図ります。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①自らのルーツを元にした多文化理解と保護者のサポート	外国にルーツを持つ児童生徒が自らの民族と文化に誇りと自覚を持つことができるように、学校での児童生徒や保護者に向けて異文化を理解するための取り組みに努めます。 また、学校と連携し、孤立しがちな渡日保護者に対しても、日常生活の相談窓口としての国際交流センターを紹介するなど、交流の場を提供し、孤立を防ぎます。
②本人の意思と能力に応じた進路指導	個人の意志と能力に応じて進路選択の機会を得るために、進学や就職支援等の充実を図ります。
③外国人児童生徒への学習支援	児童生徒の置かれている状況に配慮した日本語や教科の学習支援、学校生活への適応指導等の充実を図ります。
④学校施設の表示や配布物の多言語化及びやさしい日本語表記	施設の表示物や配布物などについて、多言語表記又はやさしい日本語表記、ピクトグラム（絵文字）の活用 of 充実を図ります。
⑤子育て情報の提供や相談体制の充実	子育て支援ガイドの多言語化や、子育てに関する相談窓口の周知を図ります。

(4) 医療・保健・福祉情報の提供とサポート

外国人市民が健康な生活を送るため、医療・保健・福祉に関する多くの情報が必要です。外国人市民にとってこれらの制度は理解しにくい場合もあり、必要な人が必要なときに届くよう、制度や施設などの情報を提供する環境を整えていきます。

現在、K I F Aにおいて公的機関などから要請があれば、通訳者の派遣を行っていますが、医療や保健の現場では専門用語も多いため、それらの専門用語が理解できる通訳者（以下「医療通訳者」という。）を配置する取り組みが必要となります。しかし、各医療機関などにて医療通訳者を配置しての対応は経費的にも難しく、一方で、時に生命にかかわる深刻な事例も起きうることから、今後どのように取り組んでいくのか

が課題です。

また、福祉や介護の現場においても、今後、通訳者派遣のニーズが増えることが想定されますが、サービス事業所や施設での通訳者の配置は医療機関などと同じく難しいと考えられます。しかし、貧困や虐待など、深刻な事例も起きうることから、医療や保健の分野と合わせて福祉や介護の分野についても、他市の事例などを踏まえて取り組んでいきます。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①医療・保健・福祉関連情報の充実	市内の医療・保健・福祉・介護関係機関に対し、それぞれの制度や手続き、問診票などの多言語による周知及び情報提供を図ります。
②「大阪府医療機関情報システム」等の案内	英語で府内の医療機関を検索できる「大阪府医療機関情報システム(*7)」及び電話医療相談・通訳サービス等を提供している「NPO法人AMDA国際医療情報センター関西(*8)」を紹介します。
③医療・保健・福祉における外国人市民等のサポート	医療通訳者の仕組みが構築されるまでの間、市の保健事業や地域包括支援センター(*9)などの支援機関から通訳の依頼があった場合には、K I F Aの協力を得て派遣するなどの連携を図ります。また、I C T機器による音声翻訳機能等の普及を図ります。
④外国人市民等の救急対応	外国人市民等の救急搬送時に、多言語カードやI C T機器による音声翻訳に加え、電話通訳センターを介した3者間通話システムの整備を図ります。

(5) 防災情報の提供と防災意識の啓発

外国人市民の防災に対する認識は文化や出身地域等によって異なります。災害時に備えて、言葉や文化に配慮した日頃からの適切な情報提供や防災意識を高めるための啓発が必要です。また、東日本大震災をきっかけに、地域防災力の向上とその重要性が再認識されていますが、外国人市民の多くが地域社会とのつながりが少ない場合もあることから、災害時の安否確認や情報伝達の確保が困難になります。そのため、災害時に正しい情報を提供するための仕組みづくりとともに、災害時に助けあえるよう地域住民との関係づくりを推進することが重要です。

本市はK I F Aから、災害時に必要な多言語資料や使用可能言語を表示するビブスなどを詰めた「災害時多言語資料ボックス」の寄贈を受け、市役所庁舎とキックスに設置しました。このような取り組みが市内に広がるように、様々な主体に対して取り組んでいきます。また、事業者などとともに、外国人観光客に対する災害時の対応に

についても、意識の共有を図っていきます。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①防災や災害に備えて提供する情報の多言語化	防災や災害に備えて多言語化や、やさしい日本語、ピクトグラム（絵文字）の活用や普及を図ります。
②防災・災害対応に関する意識の啓発	外国人市民が参加できる地域の防災訓練の機会や、防災・減災に関する知識を学ぶ機会を提供します。 また、事業者などとともに、外国人観光客に対する災害時の対応について、意識の共有を図ります。

(6) 外国人市民の就労支援と雇用関係者への意識啓発

外国人労働者には、経済情勢の変動により大きな影響を受けやすい不安定な雇用形態の問題や、雇用保険、社会保険の未加入などの問題があります。また、監督指導を行った事業場の実に7割以上で労働基準関係法令違反が認められたという厚生労働省の発表（2019年8月）にあるように、言葉が分からずに業務上必要な指導や指示を受けることが困難であったり、雇用主が労働基準法に違反して外国人市民に労働させたりするなどの問題もあります。

本市では、国籍や人種、宗教など様々な要因に基づく差別がないように、外国人市民の人権を尊重します。そして、不当な労働を許すことなく、労働基準を順守し、良好な職場環境を形成するために、コンプライアンスを原則とする外国人市民の就労を支援します。

そこで、国の「生活・就労ガイドブック」や、OFIXの「大阪生活必携」などに書かれた、外国人市民が必要とする労働関係の情報を活用するとともに、通訳者が配置された国の機関である外国人雇用サービスセンターや外国人労働者相談コーナー等の周知に努めます。

また、本市においては商工担当部門に地域就労支援センターを設置していることから、この機関と国際交流センターとが連携して支援を行っていきます。さらに、外国人労働者が就労上、周りの日本人と良好なコミュニケーションを保てるよう、日本の文化や生活習慣も含めた学習機会の提供やその場への参加を促しながら定住につなげていきます。

【取り組みの方向性】

取り組み	内 容
①関係機関との連携による外国人市民にもわかりやすい情報提供	本市の地域就労支援センターのほか、国の機関である外国人雇用サービスセンターや外国人労働者相談コーナーなどと連携し、就労に関する情報提供を行い、安定的な雇用の支援

	を行います。
②雇用関係者への意識啓発	K I F Aや本市の商工業関係団体などが協力し、市内事業者へ日本語学習機会に関する事業者責任などの啓発を行います。また、外国人市民の適正な雇用に関する市内事業者の理解を深めます。

第6章 ビジョンの推進にむけて

1. ビジョンの推進体制

重点テーマにおける取り組みの方向性に基づき、今後の国際化の進展や多文化共生社会の構築をめざし、市民、事業者、各種団体、関係機関等との連携・協働のもとに、本ビジョンに関わる施策を総合的に推進します。

(1) 市の推進体制

国際化・多文化共生施策については、市として全庁的に取り組むべき課題であることから、関係部局の連携により、本ビジョンに基づいた施策の推進及び進捗について把握を行います。そして、国や大阪府における新たな方針等との関係を検証しつつ、本市の状況に応じた取り組みを進めていきます。

そこで、本ビジョンの推進のために、庁内関係部局長の連携のもと、関係課長が連絡調整を行う体制を整えます。また、社会状況等の変化も考慮のうえ、必要に応じて取り組み内容を見直しながら、「めざす姿」の実現を図っていきます。

今後、本ビジョンの着実な推進に向けては、更なる体制の構築を図っていきます。

(2) 市民や事業者、各種団体、関係機関等との連携

国際化や多文化共生の推進においては、文化や言語の違いに加え、人員、資金の制約など様々な課題があり、これを解決するにあたり、本市はもとより外国人を含む市民や事業者、各種団体、関係機関間の連携や協力が不可欠です。

そのため、本ビジョンの推進にあたり、特にK I F Aとの連携に軸をおき、国際交流センター事業の運営を委託し、本センターを通じて、様々な主体がつながり、お互いに働きかけ、協力しあえる関係を築きます。

(3) 国、大阪府、他市町村との連携

国際化や多文化共生施策の推進にあたっては、国や大阪府と役割分担をしながら進めます。また、市民の生活や活動の範囲は市内にとどまらないことから、必要に応じて他の市町村と情報交換や連携を図り、本市だけでは難しい課題の解決に向けて取り組みます。

2. P D C Aサイクルによる進行管理

重点テーマにおける取り組みの方向性に基づき、P D C Aサイクル(*10)により進行管理を行います。そこで、庁内関係課長による連絡会議のもと、本ビジョンに基づく施策の進捗状況を把握し、関係部局長が連携してこれを評価します。これに併せて、外国人市民等に対するヒアリング調査などを行い、それらの結果をもとに、エビデンスにもとづく今後の施策検討や本ビジョンの見直しを行っていきます。

3. 河内長野市国際交流協会（K I F A）について

第1章にも記載があるように、平成4年（1992年）2月にK I F Aは誕生しました。

K I F Aは設立以来、国際交流に関するすべての市民・団体などが幅広く参加できる、本市における国際交流事業の推進母体として大きな役割を果たしてきました。そして、民間主導型の国際交流が育まれ、特にホームステイ事業における、ホストファミリーなどのボランティアによる外国人受け入れ体制の充実ぶりは、本市らしい特徴の1つとなっています。

その他にも「O S A K A I N T H E W O R L D(*11)」や「世界ごった煮」のような交流・体験事業、姉妹都市であるカーメル市との日本庭園の整備や子ども絵画の交換といった姉妹都市との交流事業を行ってきました。また、平成14年（2002年）7月からは、市民交流センター内の「国際交流センター」を活動拠点として活動の幅を広げてきました。

その後、国の「地域における多文化共生推進プラン」をきっかけに、多くの自治体で多文化共生の推進が図られるようになる中、本市ではK I F Aにおいて、平成4年（1992年）から外国人市民のための日本語学習や相談、情報交換の場として「日本語サロン」を実施しています。今では年間120日以上もの日本語サロンを開催しており、外国人市民にとってはなくてはならないものとなっています。他にも、高校入学前の帰国・渡日児童・生徒とその家族に対して行う「多言語進路ガイダンス」や「たすけあい広場」、「多文化サロン」といった事業を行っており、これらの活動を通じて、外国人の生活や習慣、考え方の違いなどを理解し、お互いに助けあいながらともに生活することの必要性が、市民の間で広く認識されるようになってきています。

しかし、これまで民間主導型のマンパワーによって進められてきたK I F Aの活動も、本市の人口減少、少子高齢化社会の状況下において、また、行政と市民公益活動団体間の協働に一般的に見られる諸課題から、活動や体制を維持、充実することが難しくなると考えられます。

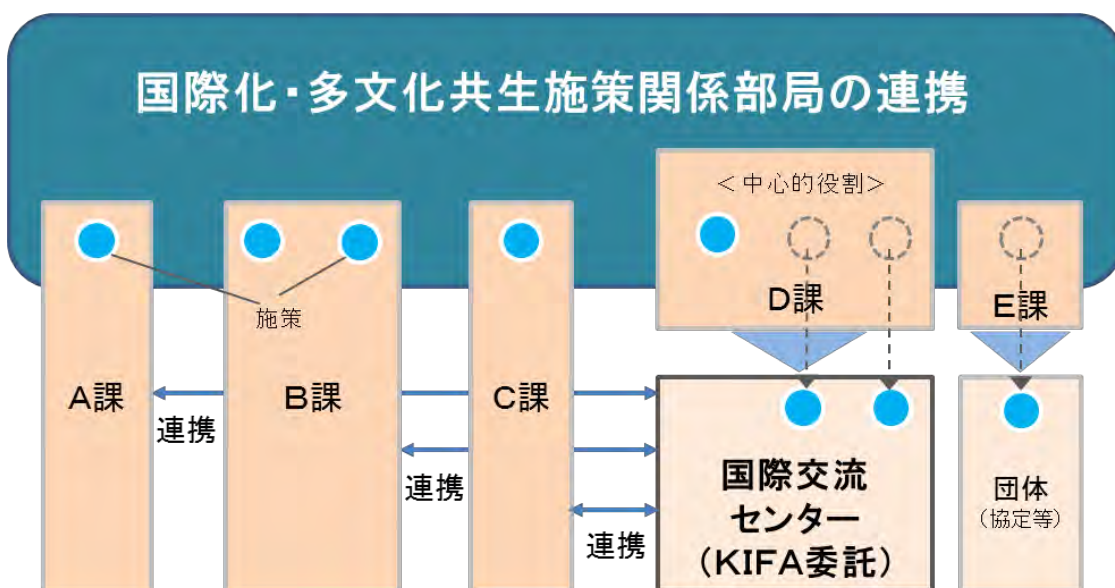
一方で、今後は外国人市民や観光客の数がますます増加することが予想され、K I F Aが行う活動へのニーズも高まっていきます。

さらに、これまでも増して外国人市民の生活や権利を守り、安全に安心して暮らせる

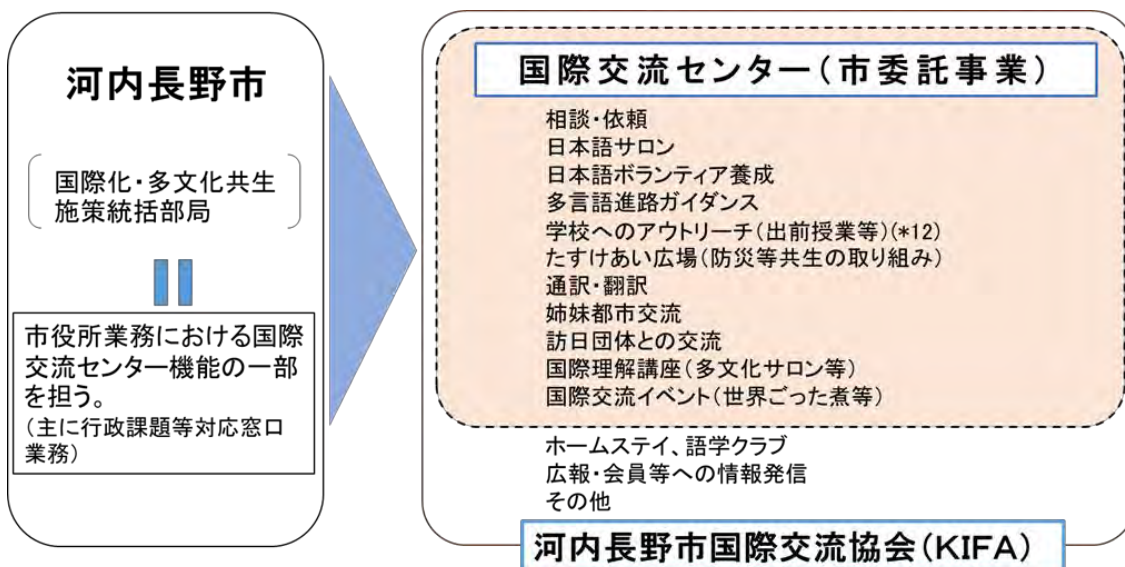
まちづくりが必要となってきています。

これらの課題に対応するには、市や様々な団体との協力はもとより、これまでの形に捉われることなく、本市とKIFAの役割も不断に見直す必要があります。そして、多文化共生に向けて協力して取り組んでいくために、次世代の育成や姉妹都市などとの関係を築きながら、外国人市民等の増加に伴う様々な課題に取り組んでいきます。

■市の推進体制と国際交流センターの位置づけ



■市と国際交流協会（KIFA）との関係



※ ただし、本図に記載の内容は令和元年 11 月現在のものであり、随時見直しが行われるものです。

【用語解説】

(*1) 中国帰国者 P. 7

昭和 20 年（1945 年）当時、中国東北地区（旧満州地区）には開拓団など多くの日本人が居住していましたが、同年 8 月 9 日、ソ連参戦により人々は居住地を追われ、逃避中や収容所では飢餓や伝染病により死亡者が続出するという悲惨な状況にありました。このような混乱の中、肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられたり、中国人の妻になるなどしてやむなく中国にとどまった人々を「中国残留邦人」と呼びます。これらの人々はその後も長年にわたり日本への帰国が叶わず、残留せざるを得ませんでした。その後、日本に帰国された人々、またその家族も含め「中国帰国者」と呼びます。

(*2) カーメル市 P. 10

カーメル市は、アメリカ合衆国インディアナ州の州都インディアナポリス市の北方、約 20 キロメートルほどの距離にあるハミルトン郡にあります。カーメル市はインディアナ州で、最も急成長しているまちの 1 つです。

平成 5 年（1993 年）に河内長野市から友好都市調査団を派遣し、その調査に基づいてカーメル市が姉妹都市となることが決まり、翌年平成 6 年（1994 年）4 月 8 日にカーメル市と河内長野市の間で姉妹都市提携の調印が行われました。

(*3) SDGs P. 15

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13 年（2001 年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。とくに多文化共生に関しては、文化的多様性の尊重の重要性に言及するとともに、外国人労働者の人権に関するターゲットを置くなどしています。

(*4) やさしい日本語 P. 19

簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語。

(*5) ピクトグラム P. 20

「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つです。地と図に明度差のある 2 色を用いて、表したい概念を単純

な図として表現する技法が用いられます。

(*6) 多文化共生総合相談ワンストップセンター P. 21

日本に滞在する全ての外国人が行政手続きや生活の困りごとなどを一元的に相談できる窓口。都道府県や指定都市、外国人が集住する市町村などに設置されます。

(*7) 大阪府医療機関情報システム P. 23

府民による病院・診療所・助産所（以下「医療機関」という。）の適切な選択を支援することを目的に、大阪府内にある全ての医療機関に関する情報を、インターネットを通じて提供するシステムです。

(*8) NPO法人AMDA国際医療法人情報センター関西 P. 23

外国人に日本の医療情報の提供と、日本人医療従事者に外国人の医療情報の提供を、そして診療時の無料電話通訳を行っています。

(*9) 地域包括支援センター P. 23

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されました。

(*10) PDCAサイクル P. 27

P l a n（計画）→ D o（実行）→ C h e c k（評価）→ A c t（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することです。

(*11) OSAKA IN THE WORLD P. 27

「世界の文化を大阪に、大阪の文化を世界に！」をテーマとして大阪をアピールするとともに、世界各国の生活、習慣、文化を通して、国際理解を目的としたイベントを企画・実施していました。本市では多くのホームステイを受け入れ、大阪府内での公演活動や市民との交流を支えてきました。

(*12) アウトリーチ P. 28

アウトリーチとは、英語で手を伸ばすことを意味し、地域社会への奉仕活動・公共機関の現場出張サービスなどの意味で使用されます。

＜参考資料＞

1. 策定経過

2. 設置条例等

- ・河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会設置条例
- ・河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会の庶務を担当する部署を定める規程
- ・河内長野市国際化・多文化共生ビジョン連絡会議設置要領

3. 河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員名簿

1. 策定経過

日 程	内 容
令和元年 5月24日	教育委員会にて策定方針決定
7月1日	河内長野市国際化・多文化共生ビジョン 策定検討委員会設置条例施行
7月30日	第1回策定検討委員会開催（諮問）
10月15日	第2回策定検討委員会開催
11月19日	庁内連絡会議開催
11月26日	社会教育委員会議への報告
12月3日	第3回策定検討委員会開催
12月24日	策定検討委員会からの答申
12月25日	定例教育委員会議にて報告
令和2年 1月20日	市議会福祉教育常任委員協議会にて報告
1月23日～2月23日	パブリックコメントの実施
3月30日	定例教育委員会議にて承認

2. 設置条例等

河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会設置条例

令和元年7月1日

条例第5号

(設置)

第1条 河内長野市における国際化及び多文化共生のまちづくりを総合的に推進していくため策定する河内長野市国際化・多文化共生ビジョンの方向性等を検討することを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、河内長野市国際化・多文化共生ビジョンに関する事項について調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の関係者
- (3) 外国人住民（本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に外国人住民として記載されている者及び帰化によって日本の国籍を取得した者で、かつ、本市に居住し、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記載されているものをいう。）
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 前項第3号に掲げる者は、公募するものとする。

4 委員の任期は、委嘱の日から河内長野市国際化・多文化共生ビジョンの策定の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この条例の施行後最初に行われる委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。

(この条例の失効)

3 この条例は、河内長野市国際化・多文化共生ビジョンを策定した日限り、その効力を失う。

河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会の

庶務を担当する部署を定める規程

令和元年7月1日

教委規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会においてその庶務を担当する部署を定めるものとする。

(庶務)

第2条 河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部文化・スポーツ振興課において行う。

附 則

この規程は、河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会設置条例（令和元年河内長野市条例第5号）の施行の日から施行する。

河内長野市国際化・多文化共生ビジョン連絡会議設置要領

(目的)

第1条 「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」の策定や、本市の国際化・多文化共生への取り組みを進め、国籍の異なる人々が互いの文化的違いを認め、理解し合い、共に生きていくまちづくりを推進することを目的として、河内長野市国際化・多文化共生ビジョン連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」に関すること
- (2) 国際化・多文化共生施策の推進に関すること

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる部署に所属する職員をもって組織する。

2 連絡会議には会長を置き、会長は、生涯学習部文化・スポーツ振興課長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、会長が召集し、会務を総理する。

- 2 会長は、必要に応じて別表に掲げる部署による個別の会議を行わせることができる。
- 3 会長は、必要に応じて別表に掲げる部署以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、生涯学習部文化・スポーツ振興課において行う。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

自治安全部	危機管理課
	自治協働課
市民保健部	健康推進課
福祉部	生活福祉課
環境経済部	産業観光課
総務部	資産活用課
総合政策部	政策企画課
	広報広聴課
	人権推進課
教育推進部	教育指導課
生涯学習部	文化・スポーツ振興課

3. 河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員名簿

氏 名	所 属 等
井戸 清明	河内長野市商工会 会長
◎ 岡島 克樹	大阪大谷大学 人間社会学部 教授
岸本 恵理	公募市民
○ 柴 理梨亜	河内長野市国際交流協会 副会長
森野 章二	清教学園中・高等学校 校長

※◎…委員長、○…副委員長、五十音順、所属は諮問時

任期：令和元年7月30日から令和2年3月30日まで



河内長野市国際化・多文化共生ビジョン

発行：河内長野市教育委員会

編集：生涯学習部 文化・スポーツ振興課

〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

TEL:0721-53-1111 FAX:0721-53-1198